

利用者がお亡くなりになりに。。。

本会が会員から受ける相談には利用者がお亡くなりになられた場合の対応があります。
今回は施術事故により入院中であつたときや、ご遺族からの言いがかり的な請求も併せて紹介します。

●施術中に心疾患を発症された

施術と死亡に因果関係がない場合です。仮にご遺族から因果関係の問い合わせがあつた際も「マッサージで血行が良くなったことが原因かもしれない」などに関連性を認めるような発言は控えます。この時は「因果関係はわからない」と回答し、さらに追及された場合は利用者の主治医へ確認していただくよう依頼します。ご遺族から特に追求がないのに、主治医への確認を依頼することは施術者自身が「自分の責任ではない」と安心していただける対応で、ご遺族のためにはなりません。控えましょう。

このような相談でお葬式等に参加したほうがいいのかとの質問も併せて受けることもあります。本会としてはプライベートでも密なお付き合いがあつたかどうかで決めることを提案しています。近年は家族葬など小規模な葬儀の場合もあり、参列することでご遺族にお手間をとらせてしまうことも考慮する必要があります。

●入院中の利用者

施術事故により腰椎圧迫骨折を負った利用者が入院されていたが、入院期間中に持病が悪化しお亡くなりになられたという事例です。

圧迫骨折と施術に因果関係があれば治療費用は入院、通院を問わず施術者が負担する義務を負います。このような場合は金額の合意を得た後に示談書を取り交わして示談金をお支払いする手順に変わりはありません。

ただ、相手が相続人となりますので相続人を特定する目的で利用者（被相続人）の出生から死亡までを戸籍謄本で確認します。そのため相続人全員の戸籍謄本と印鑑証明を用意していただいたき、示談書は相続人代表者と取り交わします。この際、相続人全員から相続人代表者が示談金を受け取ることに同意する同意書を提出いただくのが一般的対応です。

●ご遺族からの言いがかり的な請求

施術者のもとに弁護士から200万円を支払えという通知書が突然届きました。依頼人は利用者であつた方のご遺族です。利用者は持病を悪化させてお亡くなりになったとのこと。ご遺族は施術者が適切な助言を行っていたら、利用者は余生をもっと長く過ごすことができたはずで、施術者には義務を怠った責任があるとの主張でした。

故人の既往症が施術の適応対象外であり、また、施術者は医師ではないことから特定の傷病を疑う助言をする法的義務を負わないとして責任を全面的に争うこととなりました。



逆恨みとも取れる要求には毅然とした態度で臨む必要があります。仮に相手から裁判を起こされるような事態になったとしても本会では弁護士手配と費用負担を含めた対応サポートを提供いたします。

NOTE POINT

一人で悩むより誰かに話した方が頭の中が整理される場合があります。
お困りごとが生じた際は一度ご相談ください。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

JHA
Home Page



すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

JHA NEWS
Back Number



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F

